豊明市税条例(昭和47年豊明市条例第44号)新旧対照表

第1条による改正豊明市税条例

現行

○豊明市税条例

(個人の市民税の非課税の範囲)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税 (第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する 所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さ ない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限 りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)

2 略

(所得控除)

第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第12項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、応額、障害者控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者について

改正後(案)

○豊明市税条例

(個人の市民税の非課税の範囲)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税 (第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する 所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さ ない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限 りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)

2 略

(所得控除)

第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第1項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者について

は、同条第2項、<u>第7項</u>及び<u>第12項</u>の規定により基礎控除額をそれ ぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又 は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、 施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者 で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有し なかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保險料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条 第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除 又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第3 13条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によ り控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得 等以外の所得を有しなかった者等」という。)並びに第26条第2項 に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げ

は、同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第11項</u>の規定により基礎控除額をそれ ぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又 は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、 施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者 で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有し なかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条 第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除 又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第3 13条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によ り控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得 等以外の所得を有しなかった者等」という。)並びに第26条第2項 に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げ

る者を除く。)についてはこの限りでない。

 $2 \sim 9$ 略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第68条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第67条の4<u>又は</u>法第383条の規定<u>によって</u>申告すべき事項について正当な事由

がなくて申告をしなかった場合<u>においては</u>、100,000円 以下の過料を科する。

2及び3 略

る者を除く。) についてはこの限りでない。

 $2\sim9$ 略

(現所有者の申告)

- 第67条の6 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。 以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知っ た日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申 告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若 しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡し ている場合における当該個人の住所及び氏名
 - (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 (固定資産に係る不申告に関する過料)
- 第68条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第67条の4<u>若しくは</u>法第383条の規定<u>により、又は現所有者が前条の規定により</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合<u>には、その者に対し</u>、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算 定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量 をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

【略】

- 3 略
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を 紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造 たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの 数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合 計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うもの とする。

5~10 略

附則

(延滞金の割合等の特例)

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算 定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量 をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当た りの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、 当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するもの とする。

【略】

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉 巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を 紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製 告たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごと の数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに 合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行う ものとする。

5~10 略

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5 │ 第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5

項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第9 0条第5項、第93条第2項、第125条第2項、(第132条にお いて準用する場合を含む。)及び第126条第2項(第132条にお いて準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセン トの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわら ず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法第9 3条第2項の規定により告示された割合 年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以 下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、 年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年にお ける特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合 とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。

2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用</u> 年中

においては、当該特例基準割合

適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1

項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項、(第132条において準用する場合を含む。)及び第126条第2項(第132条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割 合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセント の割合に満たない場合には、その年中においては、その年

における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

| 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1

項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の 基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内 に前条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞 金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期 間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」 という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8に おいて準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条 の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24 第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申 告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に 到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する 場合における当課市民税に係る第50条の規定による延滞金について は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長され た申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日 の到来する市民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金 の年7. 3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定 にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日にお ける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超 える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0. 73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該 合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、 年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の 基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年 5. 5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内 に前条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞 金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期 間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」 という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8に おいて準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条 の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24 第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申 告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に 到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する 場合における当該市民税に係る第50条の規定による延滞金について は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長され た申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日 の到来する市民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金 の年7. 3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定 にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日にお ける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超 える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0. 73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該 合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、 年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで

_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の3第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u> 法附則第15条から第15条の3の2まで ____」

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、</u> 2分の1とする。
- 3 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する市の条例で定める割合は4 分の3とする。

4 略

- <u>5</u> 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規 定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第33項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の3第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

<u>2</u> 法<u>附則第15条第2項第5号</u>に規定する市の条例で定める割合は4 分の3とする。

<u>3</u> 略

- 4 法<u>附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- <u>5</u> 法<u>附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 9 法<u>附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 12 法<u>附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。
- 18 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市の条例で定める割合は0と する。

- 7 法<u>附則第15条第30項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 <u>法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に</u> 規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- <u>11</u> 法<u>附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。
- <u>17</u> 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は0とする。

19 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の

18 略

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の

所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

所得割を課する。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第3条の3第6項の規定は法附則第59条第1項の規定によ る徴収猶予について準用する。

第2条による改正豊明市税条例

現行	改正後 (案)
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44	第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44

条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法<u>第321条の8第22項及び第23項の申告書に</u>係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第74条の6第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し又は納入書によって納入しなければならない。

$(1) \sim (3)$ 略

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次

条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法<u>第321条の8第34項及び第35項の申告書に</u>係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第74条の6第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第125条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し又は納入書によって納入しなければならない。

$(1) \sim (3)$ 略

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により 徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項 又は第31項 の規定による申告書に限る。)に係る税額(次

号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月 を経過する日

(6) 第46条第1項の申告書(法<u>第321条の8第22項及び第23項</u>の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る 税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

2 略

(年当りの割合の基礎となる日数)

第22条 前条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第50条第1項及び第4項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項並びに第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ令 第47条に規定する収益事業

を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第46条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月 を経過する日

(6) 第46条第1項の申告書(法<u>第321条の8第34項及び第35項</u>の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る 税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

2 略

(年当りの割合の基礎となる日数)

第22条 前条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第50条第1項 、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項並びに第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ令第47条に規定する収益事業 (以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第46条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第30条 略

2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率 は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3 項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年 度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税 標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は 寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものと する。この場合における月数は暦に従って計算し、1月に満たないと きは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の市民税の申告納付)

第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定に よる申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」 という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項 の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同 条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項 の規定により提出が あったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様 (均等割の税率)

第30条 略

2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率 は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3 項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若しくは同項第2号の期</u> 間又は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は 寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものと する。この場合における月数は暦に従って計算し、1月に満たないと きは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の市民税の申告納付)

第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項 の規定に よる申告書(第9項、第10項及び第12項 において「納税申告書」 という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項 の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同 条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出が あったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様 式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第</u> 66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10 項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8第24項</u>及び令 第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の 規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第4項及び第10項</u> 又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8第25項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第26項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がそ

式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第</u> 66条の7第4項及び第10項
- __の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8第36項</u>及び令 第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の 規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第3項及び第9項</u>

 の規定の適用を受ける場

合には、法<u>第321条の8第37項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第38項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法<u>第321条の8第34項</u>に規定する申告書(<u>同条第33項</u>の規定 による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付 する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>
- 一の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がそ

の提出期限前に提出されたときは当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>第4</u>項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が

の提出期限前に提出されたときは当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項<u>又は</u>第31項 に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が

提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を 受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該 法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の 提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第5 0条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号 の7の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条 第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定 する連結申告法人をいう。第50条第4項において同じ。)に限る。) については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告 書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人 税額をいう。以下この項及び第50条第4項において同じ。)の課税 標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 50条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別 帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて 納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法 第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条 の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 略

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が 法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市 長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

10略

- 11 第9項 の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が 法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市 長に到達したものとみなす。
- 12 第9項 の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項 の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第9項 の申告についても、同様とする。

13 略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、 その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第3</u>21条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の<u>翌日以降</u>の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15 項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項 (同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の 処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、 第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は 第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合にはその延長された 納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの 期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について は年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第3</u>21条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の<u>翌日以後</u>の第12項前段の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 16第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

 σ

処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項<u>又は第2項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合にはその延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞

金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定 による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提 出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民 税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知を した日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若 しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を 提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連 結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは 連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提 出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号 において同じ。) による更正に係るものにあっては、当該修正申告書 を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに 類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があ ったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1 項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項にお いて「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するも

金額を加算して納付しなければならない。

3	前項	の場合	におい	て、	法第	3 2	2 1	条の	1	1 第	育 1	項	又は	第	3項	夏の	規定
	による	更正の	通知を	した	日が	法第	₹3	2 1	条	の 8	3第	1	項、	第	2項	<u>又</u>	は第
	31項		に規	定す	る申	告書	まを	提出	けし	た	∃ ((当i	該申	告	書カ	ゞそ	の提
	出期限	前に提	出され	た場	合に	は、	当	該申	告	書の	り提	出;	期限	Į)	の翌	翌日	から
	1年を	経過す	る日後	であ	ると	きに	t,	詐係	らそ	の作	也不	正	の行	為	によ	こり	市民
	税を免え	れた場	合を除	き、	当該	1 年	三を	経過	す	るト	3 O	컢	日か	5	当該	友通	知を
	した目	(法人	税に係	る修	正申	告書	まを	提出	し	, ,	スは	法	人税	i/こ	係る	更	正若
	しくは	決定が	された	こと													
			に	よる	更正	に係	る	\$ O	に	あっ	って	は	、当	i該 [,]	修正	三申	告書
	ナル担.山	1 1 1 1		ω£⊬	沒合	要み	:田	元型	: 1	11	→ ›/h	. 	のほ	4:п	ر د د	+-	ш <i>\</i>

_____による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項 に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するも

のを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、 当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付す べき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を 含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為に より市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべ き市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあって は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間 から控除する。

(1)及び(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第50条 略

2及び3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を 受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子 法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の 課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第 18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係 る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと 併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連 結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日 から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の のを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、 当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付す べき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を 含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為に より市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべ き市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあって は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間 から控除する。

(1) 及び(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第50条 略

2及び3 略

<u>日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当</u> する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この 場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる 期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知し て提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項 に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあ るのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があっ た日(その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間 の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)か ら第50条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるもの とする。
- 6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。

【略】

 $3 \sim 10$ 略

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第50条第1項<u>及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割 合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセント の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当 該加算した割合とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第</u>62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本 に換算するものとする。

【略】

 $3 \sim 10$ 略

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第50条第1項_____に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第</u>64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の

3第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 18$ 略

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

3第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 18$ 略

19 法<u>附則第64条</u>に規定する市の条例で定める割合は0とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ

<u>ルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附</u>
則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15
年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

【別記1】

現行

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定によ	
り均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除	
<。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)	
に該当するものを除く。) 及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アか	7
らウまでに掲げる法人を除く。)	
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)	
を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この	,
表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従	
業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次	
号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
TATALE TO THE TOTALE TO THE	

改正後 (案)

法人の区分	税率		
1 次に掲げる法人	年額 50,000円		
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定によ			
り均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除			
<。)			
イー人格のない社団等			
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)			
に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)			
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アカ	7		
らウまでに掲げる法人を除く。)			
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)			
を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この)		
表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の領	4		
業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次	₹		
号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの			

豊明市都市計画税条例(昭和47年豊明市条例第45号)新旧対照表

第1条による改正豊明市都市計画税条例

現行	改正後(案)
附則	附則
16 法附則第15条第1項、第13項、第18条から第22項まで、	16 法附則第15条第1項、第13項、第18条から第22項まで、
第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項ま	第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項ま
で、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15	で、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15
条の2第2項 <u>又は第15条の3</u> の規定の適用がある各年度	条の2第2項 <u>第15条の3又は第61条</u> の規定の適用がある各年度
分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは	分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは
「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで	「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで <u>若しくは</u>
」とする。	<u>第61条</u> 」とする。

第2条による改正豊明市都市計画税条例

現行	改正後(案)
附則	附則
16 法附則第15条第1項、第13項、第18条から第22項まで、	16 法附則第15条第1項、第13項、第18条から第22項まで、
第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項ま	第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項ま
で、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15	で、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15
条の2第2項、第15条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある各年度	条の2第2項、第15条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある各年度
分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは	分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは
「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは	「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは
<u>第61条</u> 」とする。	<u>第63条</u> 」とする。

現行

改正後 (案)

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に おける第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33 条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項

又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に おける第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33 条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35 条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定 の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲 渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並び に控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合において準用する。この場合において前項中 「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項 又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合において準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

豊明市手数料徴収条例(平成12年豊明市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(種類及び金額等)	(種類及び金額等)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1) ~ (20) (略)	(1) ~ (20) (略)
(21) 通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白が	<u>(21)</u> 削除
なくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認	
める場合を除く。) 1枚につき 500円	
(22) ~ (31) (略)	(22) ~ (31) (略)
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)
(免除)	(免除)
第5条 次に掲げるものには、手数料を徴収しない。	第5条 次に掲げるものには、手数料を徴収しない。
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)
	<u>(6)</u> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金
	の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)第25条の規定
	に該当する者に係るもの
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成24年豊明市条例第30号)新旧対照表

現行

改正後(案)

(審查委員会)

第6条 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定、指定後の施設の管理の状況その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、豊明市指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

<u>2</u> (略)

<u>3</u> 前<u>2</u>項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものする。

(審査委員会)

- 第6条 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定、指定後の施設の管理の状況その他市長が必要と認める事項について調査審議 (以下「選定等」という。) するため、豊明市指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。) を置く。
- 2 審査委員会は、選定を行う施設ごとに置くものとする。ただし、施設の設置目的が類似する複数の施設及び隣接施設等で一括管理により 効率的な管理が達成される施設については、一の審査委員会の設置に より、複数の施設を一括管理する指定管理者の選定等を行うことができる。
- 3 審査委員会は、前項の複数の施設について同時に選定等を行う場合 で、従たる施設に教育委員会が設置している施設を含む場合、当該施 設についても、その諮問に応じることができる。

<u>4</u> (略)

<u>5</u> 前4項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する施設の指定管理者の指定の 手続等に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とある のは「教育委員会」、「教育委員会」とあるのは「市」、「規則」と あるのは「教育委員会規則」と読み替えるものする。 豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例(平成28年豊明市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(設置)	(設置)
第1条 豊明市大学等入学支援金給付条例(平成28年豊明市条例第7	第1条
<u>号。以下「給付条例」という。)及び</u> 豊明市大学等入学支援金貸付条	
例(平成28年豊明市条例第8号。以下「貸付条例」という。)に規	例(平成28年豊明市条例第8号。以下「貸付条例」という。)に規
定する奨学生の選考について審議するため、豊明市大学等入学支援金	定する奨学生の選考について審議するため、豊明市大学等入学支援金
選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(担任事務)	(担任事務)
第2条 委員会の担任事務は、給付条例第2条第2号及び貸付条例第2	第2条 委員会の担任事務は、貸付条例第2
条第2号に規定する奨学生の選考に関する事務とする。	条第2号に規定する奨学生の選考に関する事務とする。

豊明市立図書館条例(昭和55年豊明市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(設置)	(設置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 図書館に次のとおり分室を置く。	
名称 豊明市立図書館栄分室	
位置 豊明市新栄町二丁目295番地	

第1条 豊明市子ども医療費支給条例(昭和48年豊明市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学 児としない。	
(1) 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊 明市条例第14号)による受給資格者	
<u>(2)</u> 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年豊明市条	
例第32号) による受給資格者	
(受給資格者)	(受給資格者)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護
資格者としない。	者は受給資格者としない。
(1) 就学児のうち豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例に	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受け
よる受給者であるものの保護者	<u>ている者</u>
(2) 就学児のうち豊明市母子・父子家庭医療費支給条例による受	(2) 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊
給者であるものの保護者	明市条例第14号)による心身障害者医療費の助成を受けることが
	<u>できる者</u>
	<u>(3)</u> 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年豊明市条
	例第32号) による母子・父子家庭医療費の助成を受けることがで

ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

きる者

(4) <u>法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受</u> けることができる者

(支給の範囲)

第4条 (略)

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法

の例により算定

した額<u>(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)</u>とする。 ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

第2条 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊明市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(助成の範囲)	(助成の範囲)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第7	2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>診療報酬の算定方法</u>
0号)の規定による療養に要する費用の額の算定方式の例により算定	の例により算定
した額	した額 <u>(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされ</u>
とする。	ている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。
ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

第3条 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年豊明市条例第32号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(母子・父子家庭医療費の助成)	(母子・父子家庭医療費の助成)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額	2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>診療報酬の算定方法</u>
<u>の算定方法</u> の例により算定した額	の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算
	<u>定方法によることとされている場合においては、その算定方法によっ</u>
とする。ただし、現に要した費用の額を超えることが	て算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることが
できない。	できない。
3・4 (略)	3・4 (略)

豊明市後期高齢者医療に関する条例(平成19年豊明市条例第18号)新旧対照表

現行 改正後(案)

附則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。

附則

(延滞金の割合の特例)

いては、年14.6パーセントの割合にあってはその年

――における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。

豊明市介護保険条例(平成12年豊明市条例第3号)新旧対照表

_に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において

豊明市介護保険条例(平成12年豊明市条例第3号)新旧対照表		
現行	改正後(案)	
(保険料率)	(保険料率)	
第6条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第6条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	
$(1) \sim (13)$ (略)	$(1) \sim (13)$ (略)	
2 · 3 (略)	2・3 (略) 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和2年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第1号に該当する者 19,800円 (2) 第1項第2号に該当する者 29,700円	
附則	(3) <u>第1項第3号に該当する者 43,000円</u> 附 則	
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)	
第6条 当分の間、 <u>第7条</u> に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、 各年の <u>特例基準割合(当該年の前年に</u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合	第6条 当分の間、 <u>第10条</u> に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、 各年の <u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(</u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)	

に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において

同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_ 中においては、

年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u> における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

豊明市墓園条例(昭和59年豊明市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)
	(指定管理者による管理) 第15条 市長は、墓園の管理を地方自治法第244条の2第3項の規 定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指 定管理者」という。)に行わせることができる。
	2 指定管理者が墓園の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内の期間とする 3 指定管理者の指定の手続等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成24年豊明市条例第30号)によるものとする。
(委任)	(指定管理者が行う業務の範囲) 第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 墓園の維持、管理及び運営に関する業務 (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務 (委任)
<u>第15条</u> (略)	<u>第17条</u> (略)

豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例(昭和52年豊明市条例第1号)新旧対照表

とする。

改正後(案) 現行 附則 附則 (延滞金の割合の特例) (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント 2 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、 の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、 各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和3 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合 2年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、 中においては、 年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年にお 年14.6パーセントの割合にあってはその年 ける特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合 ける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) 3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)

とする。

現行

改正後 (案)

附則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_中においては、

年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

現行

改正後 (案)

附則

(延滞金の割合の特例)

第4条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合として、3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合として、4.3パーセントの割合を超える場合には、4.3パーセントの割合として、4.3パーセントの割合として、4.3パーセントの割合と超える場合には、4.3パーセントの割合として、4.4のの割合として、4.3パーセントの

附則

(延滞金の割合の特例)

いては、年14.6パーセントの割合にあってはその年

――における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。

豊明市都市公園条例(平成24年豊明市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
	(指定管理者による管理) 第21条 市は、都市公園の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 2 指定管理者が都市公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内の期間とする。 3 指定管理者の指定の手続等については、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成24年豊明市条例第30号)によるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 都市公園の維持、管理及び運営に関する業務(2) 都市公園の維持、管理及び運営に関する業務(3)前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務(準用) 第23条 第8条及び第18条の規定は、都市公園の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、第8条及び第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
(公園管理者の権限の代行)	(公園管理者の権限の代行)

第21条	(略)	第24条	(略)
(委任)		(委任)	
第22条	(略)	第25条	(昭)
(罰則)		(罰則)	
第23条	(略)	第26条	(略)

豐明市消防団員等公務災害補償条例(昭和47年豐明市条例第84号)新旧対照表

現行 改正後(案)

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に おいて当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額

した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常 勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しく は応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若し くは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因で ある疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定し た日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶 養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員 等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6 号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円 を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、そ れぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1) \sim (6)$ (略)

4 (略)

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金 前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事 由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規 定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌 月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額 した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常 勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しく は応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>事故発生</u>

――において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1) \sim (6)$ (略)

4 (略)

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金 前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事 由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規 定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌 月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額 に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) (略)
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害 補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべ き障害補償年金の額を、<u>100分の5</u> に当該支給期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ を切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5 に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金

に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) (略)
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害 補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべ き障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ を切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金

前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償 年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次 条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとさ れた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなっ たもの(以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。) が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金 に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に 掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に 達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次 に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまで の間、その支給を停止する。

(1) (略)

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族 補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべ き遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ を切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以

前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償 年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次 条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとさ れた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなっ たもの(以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」という。) が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金 に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に 掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に 達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次 に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまで の間、その支給を停止する。

(1) (略)

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族 補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべ き遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ を切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以

下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5 に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

(単位:円)

【別記1 参照】

備考

- (1) 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断 によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生し たことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非 常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日に おいてその者が属していた階級による。
- (2) 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

(単位:円)

【別記1 参照】

備考

(1) 事故発生日

に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

(2) 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

【別記1】

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	2 0 年以上
団長及び副団長	12, 400	13, 300	14,200
分団長及び副分団長	10,600	11, 500	12,400
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600

改正後 (案)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	2 0年以上
団長及び副団長	12, 440	13, 320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11, 550	12, 440
部長、班長及び団員	8, 900	9,790	10,670

議案第71号参考資料

尾張市町交通災害共済組合規約(昭和44年豊明市指令地第116号)新旧対照表

現行	改正後
	(解散に伴う事務の承継) 第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が承継する。